

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、平成16年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、必要な事業を推進してきましたが、利用期を迎えた森林資源の活用、近年頻発する気象災害に対応した森林整備、地域資源の有効活用による農山村の活性化、県産材の一層の利用促進など新たな課題も生じていることから、これらの課題に適切に対応するため、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 前文について、所要の整理を行うこととします。(前文関係)

(2) 基本理念に、森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならないことを追加することとします。(第3条関係)

(3) 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次に掲げる措置を講ずることとします。(第10条関係)

ア 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずることとします。

(4) 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めることとします。(第15条関係)

(5) 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずることとします。(第17条関係)

(6) 県産材の利用の促進(第18条関係)

ア 県は、自ら率先して県産材の利用に努めることとします。また、県は、県産材の生産、加工および流通の合理化に加え、これらの高度化の促進のために必要な措置を講ずることとします。

イ 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育(木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。)を推進することとします。

ウ 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととします。

(7) その他

ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

前文中「はぐくんで」を「育て」に、「琵琶湖や」を「森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や」に改め、「県土の保全」の右に「や地球温暖化の防止」を、「再認識し、」の右に「持続可能な社会の構築に寄与する」を加える。

第 3 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

第 10 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第 15 条中「を単位とした」を「における」に改め、「、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について」および「等への提案その他の活動を行うことを目的とし」を削り、「の促進に必要な措置を講ずる」を「に努める」に改める。

第 24 条を第 25 条とし、第 18 条から第 23 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 17 条第 1 項中「、県産材の」を「、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その」に改め、同条第 2 項中「合理化」の右に「および高度化」を加え、同条に次の 2 項を加え、同条を第 18 条とする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第16条の次に次の1条を加える。

(農山村の活性化)

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

琵琶湖森林づくり条例新旧対照表

旧	新
<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を<u>はぐくん</u>でいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、<u>琵琶湖や人々の暮らしと切り離す</u>ことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。</p>	<p>滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。</p> <p>これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。</p> <p>そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を<u>育ん</u>でいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。</p> <p>まさに、滋賀の森林は、<u>森、川、里、湖のつながりに</u>おいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。</p> <p>我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。</p>

その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

第1条および第2条 省略

(基本理念)

第3条 省略

2および3 省略

(新設)

4および5

第4条から第9条まで 省略

(環境に配慮した森林施業等の推進)

その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

第1条および第2条 省略

(基本理念)

第3条 省略

2および3 省略

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

5および6

第4条から第9条まで 省略

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 省略

(新設)

(新設)

3から5まで 省略

第11条から第14条まで 省略

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

第16条 省略

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第7項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 省略

3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

5から7まで 省略

第11条から第14条まで 省略

(流域における森林づくりに関する組織の整備の促進)

第15条 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めるものとする。

第16条 省略

(新設)

(県産材の利用の促進)

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

第18条から第24条まで 省略

以下省略

(農山村の活性化)

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産材の利用の促進)

第18条 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第19条から第25条まで

以下省略